

3 ほけん ねんきん 保険・年金

(1) 国民健康保険

国民健康保険課 TEL : 047-712-0141 (国民健康保険課専用コールセンター)

国民健康保険とは、病気やけがをしたとき経済的負担ができるだけ軽くなるように、普段から各々の収入に応じてお金(保険料)を出し合い、医療費にあてていくという「助け合いの制度」です。日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、**すべての人が健康保険に加入しなければなりません。**

国民健康保険に加入しなければならない人

国民健康保険には、次の人を除き、必ず加入しなければなりません。

- ・ 職場の健康保険などに加入している人とその扶養家族の人
- ・ 後期高齢者医療制度に加入している人
- ・ 生活保護を受けている人

① 国民健康保険に入るとき・やめるとき

世帯主は14日以内に届け出てください。
 取り扱い窓口：国民健康保険課、各支所
 (※ 松戸駅構内の行政サービスセンターでは取り扱っていません。)

以下の書類をお持ちください

- 届出人と該当者のマイナンバーを確認できる書類
- 届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- 委任状(届出人と該当者の住民票が別世帯の場合)

国民健康保険に入るとき		国民健康保険をやめるとき	
こんなとき	必要なもの	こんなとき	必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 他の市区町村の転出証明書	他の市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
他の健康保険をやめたとき 他の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書	他の健康保険に入ったとき 他の健康保険の被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 他の健康保険被保険者証(後者が未交付のときは、加入したことを証明するもの)
子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	加入者が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	生活保護を受けるとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証、 生活保護受給証明書
その他こんなとき		必要なもの	
住所、世帯主、氏名などが変わったとき		<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	
国民健康保険被保険者証をなくしたとき、汚損したとき		<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類(汚損した国民健康保険被保険者証)	

② 国民健康保険料

国民健康保険料は、医療保険分(加入者全員)と後期高齢者支援金分(加入者全員)と介護保険分(加入者のうち40歳以上65歳未満)を合算し、世帯主が納めます。
保険料のお支払いは、原則口座振替です。(口座振替等の申し込み方法など詳細は、国民健康保険課にお問合せください)

!! 国民健康保険料を滞納すると・・・!!

督促	法令に基づく滞納整理	健康保険証の制限
延滞金等が加算される場合があります。	債権、不動産、動産の財産調査や捜索を実施し、差押等の滞納整理が行われます。	短期保険証、資格証明書の交付となります。

※ 国民健康保険料の納付についてお困りの場合には、早めに国民健康保険課の窓口でご相談ください。
 申請により、分割納付などが認められる場合があります。

3 保险·年金 (养老金)

(1) 国民健康保险 ▶ 国民健康保险科 TEL : 047-712-0141 (国民健康保险科专用电话客服)

国民健康保险是指为了在生病或受伤时尽量减轻医疗费负担而加入的，平时根据个人收入缴纳保险费并将之用于支付医疗费用的「互助制度」。在日本，为了能够安心接受治疗，**所有的人都必须加入健康保险。**

有必要加入国民健康保险的人
除以下人士，所有的人都必需加入国民健康保险。 ・ 加入公司的健康保险的人及其抚养家属 ・ 加入后期老年人医疗制度的人 ・ 接受生活保护的人

① 加入国民健康保险·退出国民健康保险

户主必需在 14 天以内办理申告手续。
 受理窗口：国民健康保险科，各支所
 (※ 松户车站内的行政服务中心不承办该手续。)

请携带以下资料
<input checked="" type="checkbox"/> 可以确认办理手续者和当事人的个人编号的资料
<input checked="" type="checkbox"/> 办理手续者的身份证件 (驾驶执照, 护照, 个人编号卡等)
<input checked="" type="checkbox"/> 委任状 (办理手续者与当事人的住民票为不同家庭时)

加入国民健康保险时		退出国民健康保险	
事由	所需资料	事由	所需资料
由其他市区町村迁入时	<input checked="" type="checkbox"/> 其他市区町村的迁出证明书	迁到其他市区町村时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证
退出其他健康保险时不再是被其他健康保险的抚养者时	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保险资格丧失证明书	加入其他健康保险时成为其他健康保险的抚养者时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险和其他健康保险的被保险者证 (后者未发行时, 证明资料亦可)
小孩出生时	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册	加入保险者死亡时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证
不再接受生活保护时	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保护受给证明书	接受生活保护时	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证 生活保护受给证明书
其他事由		所需资料	
住址, 户主, 姓名发生变化时		<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险被保险者证	
国民健康保险被保险者证丢失或破损时		<input checked="" type="checkbox"/> 可以确认身份的证件 (破损的国民健康保险被保险者证)	

② 国民健康保险费

国民健康保险费由医疗保险部分 (加入者全员) 及后期老年人支援金部分 (加入者全员) 和护理保险部分 (加入者中 40 岁以上 65 岁以下的人) 的总和决定, 由户主缴纳。

缴纳方法原则上采用账户转账方式 (有关申请转账方式缴纳的详细, 请向国民健康保险科咨询。)

!! 如果拖欠国民健康保险费... !!

督促	依法实施滞纳整理	限制健康保险证
将邮寄督促状。并有可能加收迟延金。	调查债权, 房地产, 财产并实施搜查, 查封等滞纳整理措施。	交付短期保险证, 资格证明书。

※ 关于国民健康保险费的缴纳如有困难之处, 请尽早和国民健康保险科协商。

根据申请, 有可能被承认采取分期付款的方式缴纳。



保险·年金 (养老金)

（2）後期高齢者医療制度

▶ 国民健康保険課 広域保険担当室 TEL：047-712-0141（国民健康保険課専用コールセンター）

住民登録をしている75歳以上（一定の障害があるかたで、加入を希望する65歳以上）の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。外国人も在留期間が3か月を超える場合は、後期高齢者医療制度の加入者となります。ただし、特定活動の在留資格で、医療を受けるために入国した場合などは加入できません。

（3）国民年金

▶ 国民年金課 TEL：047-366-7352

① 国民年金とは

日本では現役世代（被保険者）と高齢世代（受給者）の「社会的助け合い」のシステムが基礎となっています。
原則、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人たちは、国籍を問わず国民年金に加入しなければなりません。国民年金には老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金があり、支給要件や給付額については、お問合せください。

② あなたの加入する国民年金の種別と保険料の納付方法

種別	年齢等	対象者	納付方法	希望すれば加入できる人	特例任意加入
第1号被保険者	20歳～60歳未満	自営業者・無職の人・フリーター・学生等第2号及び第3号被保険者に該当しない人	日本年金機構から送付される納付書による支払口座振替制度もあります。	任意加入被保険者	65歳に達しても年金受給権が確保できない人は、70歳になるまでの間で受給権を得るまで加入することができます。（昭和40年4月1日以前に生まれた人）
第2号被保険者	就職時～65歳未満	厚生年金加入者	厚生年金保険料として給料から天引きされます。		
第3号被保険者	20歳～60歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者	配偶者の加入する厚生年金が制度全体として負担します。		

③ 保険料の支払いが困難な人

第1号被保険者（自営業者、無職の人）は個人で保険料を納めなければなりません。病気、失業、営業不振などで保険料を納めるのが困難な人は、国民年金の窓口で申請し、承認されると保険料が全額または3/4・半額・1/4免除される制度があります。50歳未満の人には、保険料の納付が猶予される納付猶予制度、学生には、学生期間中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。なお、免除された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。



(2) 后期老年人医疗制度

▶ 国民健康保险科 广域保险担当室 TEL : 047-712-0141 (国民健康保险科专用电话客服)

办理了住民登记的 75 岁以上(有一定残障时,为希望加入的 65 岁以上)的人,要加入后期老年人医疗制度。在留期间超过 3 个月以上的外籍居民,也将成为后期老年人医疗制度的加入者。在留资格为特定活动的人以及以接受治疗为目的的来日者,不能加入此制度。

(3) 国民年金(养老金)

▶ 国民年金科 TEL : 047-366-7352

① 所谓国民年金

日本社会是由现役阶层(被保险人)与老龄阶层(受给者)的「社会性互助」系统为基础的社会。原则上,居住日本国内的 20 岁以上 60 岁以下的所有居民,不论任何国籍都必需加入国民年金。国民年金分老龄基础年金,障碍基础年金,遗族基础年金等种类。有关支付要件及支付金额,请咨询。

② 国民年金的种类及保险费的缴纳方法

	种类	年龄等	对象者	缴纳方法		
必需加入的人	第 1 号被保险人	20 岁~60 岁以下	个体户·自营者·无职业者·自由职业者·学生等不属于第 2 号及第 3 号被保险者的人	通过日本年金机构邮寄来的缴纳单缴纳。也可通过账户转账方式缴纳。	根据希望可以加入的人	任意加入被保险人 ● 日本国内有住所的 60 岁以上 65 岁以下人 ● 居住国外的 20 岁以上 65 岁以下的拥有日本国籍的人
	第 2 号被保险人	就业时~65 岁以下	厚生年金加入者	作为厚生年金保险费从工资中扣除。		
	第 3 号被保险人	20 岁~60 岁以下	由厚生年金加入者抚养的配偶者	由配偶者加入的厚生年金制度全体负担。	特例任意加入	满 65 岁仍不能确保年金受给权的人,在到达 70 岁期间加入到得到受给权为止。(1965 年 4 月 1 日以前出生的人)

③ 缴纳保险费有困难时

第 1 号被保险人(个体经营者,无职业者等人)需要自己缴纳保险费。因疾病,失业,经营不振而缴纳保险费有困难时,通过在国民年金的窗口进行申请,如被批准可以免除全部保险费或 $3/4 \cdot 1/2 \cdot 1/4$ 的保险费。对于不满 50 岁的人,有延缓缴纳保险费的制度。身份为学生的人,在上学期期间有缓交保险费的学生纳付特例制度。被免除的保险费,10 年以内可以追溯缴纳。



④ 短期在留外国人の脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金又は厚生年金被保険者資格を喪失し、日本を出国する場合、日本に住所を有しなくなってから2年以内に脱退一時金を請求することができます。

対象者	申請に必要な書類
<p>脱退一時金は、次のすべての条件に該当するときに請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有していない人 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある人（免除期間がある方はお問合せください。） 日本に住所を有していない人 ※再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する場合は、転出届の提出をしたとき。 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない人 	<p>下記の書類をご用意の上、申請ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 脱退一時金請求書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポートの写し（氏名・生年月日・国籍・署名・在留資格が確認できるページ） <input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有しなくなったことを明らかにできる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行が発行した証明書等（銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号、請求者本人の口座名義が確認できる書類） <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

※ 脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は年金加入期間ではなくなります。詳しくは、最寄りの日本年金機構の年金事務所あるいは、国民年金課までお問合せください。なお、申請書類の提出先は日本年金機構になります。

※ 脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、計算されます。



④ 短期在留外国人的退出补助金

不具有日本国籍的人，丧失国民年金及厚生年金被保险人资格后离开日本时，在日本不再有住所之日起算2年以内可以申请领取退出补助金。

对象者	申请时提交资料
<p>符合以下所有条件时可以申请领取退出补助金。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不具有日本国籍者 作为国民年金的第1号被保险人缴纳完毕保险费的月数，或作为厚生年金保险的被保险人期间的月数为6个月以上的人（有免除期间的人请咨询。） 在日本没有住址者 <ul style="list-style-type: none"> ※ 办理了再入国许可·视同再入国许可后出国的场合，提交了迁出登记时。 未曾持有领取年金（包括残障者津贴）权利的人 	<p>请准备以下资料办理申请。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 退出补助金申请书 <input checked="" type="checkbox"/> 护照的复印件（可以确认姓名·出生年月日·国籍·署名·在留资格的页面） <input checked="" type="checkbox"/> 可以明确证明在日本不再拥有住所的资料 <input checked="" type="checkbox"/> 银行出具的证明书等（银行名，分行名，分行地址，账号，可以确认请求者本人的账号名义的材料） <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金手册，其他的可以确认基础年金号码的资料

※ 领取退出补助金后，作为计算退出补助金的基准的加入年金的期间将不再视为年金加入期间。详细请向附近的日本年金机构的年金事务所或国民年金科咨询。申请资料要向日本年金机构提交。

※ 退出补助金的支付金额，根据加入日本的年金制度的月数算定。

